

令和5年度

登米市老人保健施設事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔9月7日提出〕

宮城県登米市

議案第 86 号

令和 5 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度登米市老人保健施設事業会計予算第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
白衣等賃貸借	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	15,134 千円
給食業務委託	令和 5 年度から 令和 10 年度まで	152,526 千円

令和 5 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

予算に関する説明書

	ページ
1. 債務負担行為に関する調書	5

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源 内 訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	事業収益等
白衣等賃貸借	千円 15,134		千円	令和5年度から 令和9年度まで	千円 15,134	千円 15,134
給食業務委託	152,526			令和5年度から 令和10年度まで	152,526	152,526